

レフェリー制度の導入についても検討が行われてきたが、現在のところ成案を得るに至っていない。

なお、同誌は、従来の構成員である法学部教員および法学部・法学研究科の学生に加えて、2004年度より、新たに発足した司法研究科（ロースクール）所属の教員および学生を構成員に加えた。これに併せて、同誌の編集方針についての再検討が必要となり、現在、編集委員会に司法研究科の教員を加えて、編集方針の見直しが行われている。

また、法学部の外国語研究室が編集・発行している『外国語外国文化研究』は、3年に1度の発行であり、外国語系教員の研究発表の場を提供している。

研究倫理については、法学・政治学分野の研究においては、生命倫理分野のような研究倫理に直接に関わる領域は比較的少ないとはいえ、個人情報扱うアンケート調査などはしばしば行われており、この面における倫理基準の策定について検討が必要である。ただし、研究活動の自由という基本的価値からして、研究の事前検閲は厳に慎まなければならないため、教員に対する研究倫理の自覚化の徹底のための措置が検討される必要がある。現在は、科学研究費補助金を申請する研究課題について、倫理的配慮についての方針が明記されることになっているが、それ以外については各研究者の自覚と自主的配慮に委ねられているのが実情である。

（点検・評価の結果）

1. 科学研究費補助金等の外部資金の導入およびその資金を通じた研究成果の公表については、この数年間に改善の方向がみられるものの、今後ともさらにそのための支援の拡大が必要である。
2. 『法と政治』の改革についても検討中であり、今後の課題となっている。
3. 研究倫理の徹底については、現状で特に問題は生じていないが、さらに研究活動の倫理性を高めるための方策について検討が続けられる必要がある。特に、『法と政治』への掲載論文については、研究倫理に関わる研究内容の有無およびそのための配慮について、論文の掲載を決定する過程で確認を行うための手続の導入が必要である。

（改善の具体的方策）

1. 学部における研究活動および研究成果公表を促進するために、科学研究費補助金の説明会を学部においても実施するなど、情報提供を拡大する。
2. 研究倫理についても、配慮項目のマニュアル化を図るなど、教員が研究を遂行するにあたってわかりやすいものとする。
3. 教員の研究環境改善のための意見交換のため、定期的に懇談会を開催する。

4.2.5.2 研究活動

【評価項目 9-2-1】 研究活動

- （必須要素）論文等研究成果の発表状況
- （選択要素）国内外の学会での活動状況

- (選択要素) 当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況
- (選択要素) 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

【評価項目 9-2-2】 研究における国際連携

- (選択要素) 国際的な共同研究への参加状況
- (選択要素) 海外研究拠点の配置状況

＜2003年度に設定した目標＞

1. 研究活動の一層の推進を図る。
2. 所属学会での研究報告の活性化および学会運営への貢献の促進を図る。
3. 国際的な研究活動を推進する。

(現状の説明)

法学部教員による研究成果の発表状況についてみると、40数名の教員数に対して、各年度において発表された著書・論文数（共著を含む）の合計が着実に40本を超えているということ、また学会報告等も毎年相当数に上っていることからして、単著論文が多いという法学・政治学における論文公表の状況に鑑みると、法学部所属教員の研究状況および公表状況は良好である。

なお、レフェリー付き論文の数が少ない理由については、法学・政治学分野の雑誌でレフェリー制が本格的に導入されているのは稀であるという事情によるところが大きい。しかも、レフェリー制を有する雑誌等への投稿は、比較的若手の研究者による場合が多いのが実情であり、中堅以上の研究者については、レフェリー付き論文に掲載されているかどうかは、その論文の質に直接的に関わらないと考えられる。

法学部所属教員の研究成果の発表状況は、次のとおりであり、安定して研究活動が行われている。

ただし、学内共同研究の実施という観点からは、研究室ごとに定期的に研究会が実施されているものの、これを共同の研究成果にまでまとめて報告するということは組織的には行われていない。

年度	著書	論文	共同論文	学会報告	学術発表	翻訳	調査報告	書評	評論	事典	辞典	講演	招待講演	特許取得	特許出願
2000	16	27	3	14	0	1	0	5	3	4	0	4	0	0	0
2001	15	31	3	9	0	7	2	7	0	2	0	7	1	0	0
2002	22	21	2	10	0	8	1	4	0	1	1	10	2	0	0
2003	25	21	3	6	0	11	1	6	3	1	2	8	2	0	0
2004	16	25	0	8	0	3	1	3	0	1	0	5	3	0	0
計	94	125	11	47	0	30	5	25	6	9	3	34	8	0	0

法学部教員による学会活動については、多数の教員がその所属する学会における理事・監事・企画委員・編集委員等として、その活動に積極的に関わってきている。2003年度以降の学会関係の役職者の概要（一部）は、下記のとおりである。

学会理事・監事：日本私法学会理事（塚本和彦教授）、家族＜社会と法＞学会理事（田中通裕教授）、比較法学会理事（田中通裕教授、相原隆教授）、日本民事訴訟法学会理事（内山衛次教授）、日本海法学会理事（塚本和彦教授、相原隆教授）、日本法社会学会理事（守屋明教授）、日本行政学会監事（橋本信之教授）、政治思想学会監事（岡本仁宏教授）、

日本選挙学会理事（森脇俊雅教授、山田真裕教授）、公共選択学会理事（森脇俊雅教授）、日本公共政策学会理事（森脇俊雅教授）、同時代史学会理事（豊下楯彦教授）、日本インベスター・リレーションズ学会理事（相原隆教授）、

全国学会の学術大会企画委員・編集委員等：国際私法学会研究企画委員（岡野祐子教授）、国際法学会雑誌編集委員（岡野祐子教授）、日本選挙学会大会企画委員（山田真裕教授）、日本政治学会大会企画委員（山田真裕教授）、日本政治学会年報編集委員（山田真裕教授）、日本NPO学会大会運営委員長（岡本仁宏教授）、法制史学会企画委員（川村康教授）、日本法社会学会編集委員会委員長（守屋明教授）、外国語教育メディア学会機関誌編集(査読)委員長（門田修平教授）、日本フランス語フランス文学会学会誌編集委員（関谷一彦教授）、日本政治学会文献委員（冨田宏治教授）

その他、学会の地域支部や地域における研究会運営等における貢献も多数みられる。その内の若干のものを例示すると、法制史学会近畿部会監事（川村康教授）、日本フランス語フランス文学会関西支部学会誌編集委員（関谷一彦教授）、日本フランス語フランス文学会関西支部実行委員（関谷一彦教授）、日本ゲーテ協会京阪神支部監事（青島雅夫教授）、日本カナダ学会関西地区便り編集人（櫻田大造教授）などがある。

また、国内外における学会報告は各教員が積極的に行っており、その総数は上記の通りである。国外での研究報告としては、最近では例えば、New Corporate Governance System To Work Better, 6th International Conference on Corporate Governance, 2005.05（相原隆教授）、Une catastrophe revue par des contes: le tremblement de terre de Shimabara(Kyûshu,Japon,1792) Colloque international, Écrire la catastrophe au XVIII^e siècle, UMR LIRE (於 Université Lumière Lyon 2) 2005. 01（関谷一彦教授）がある。

国際的な共同研究に対しても教員の参加が行われている。その例として、Comparative Study of Electoral Systemの日本チームへの参加（山田真裕教授）がある。また、国内における大規模プロジェクトへの参加としては、「危機管理に対応する行政管理システム確立に関する研究」研究代表明治大学中邨章教授（橋本信之教授）、「法化社会における紛争処理と民事司法」研究代表明治大学村山眞維教授（守屋明教授）、「世界現象としての『ポピュリズム』？ーグローバル化との関連を中心に」研究代表神戸大学木村幹教授（山田真裕教授）、「選挙制度改革の実証的評価ー『選挙制度不均一仮説』と政策対抗的な政党制の条件」（山田真裕教授）などがある。

また、法学部教員は、それぞれが各自の研究分野において、短期および長期にわたり海外に出張し、国外での学会報告を含めて共同研究および研究発表を行っている。

なお、学会運営への学部としての支援体制としては、出張旅費の不足に備えて、法学部独自に学会理事会等へのお出張旅費を一部援助している。また、本学での学術大会実施に対して、学部としても準備費の援助を行っている。

（点検・評価の結果）

教員はそれぞれ自らの専門分野で研究を実施し、これをインターネット上で公表していると共に、それぞれの学会において、研究上および学会運営上の寄与を行っており、全体

としておおむね目標に沿った研究状況であると評価できる。ただし、法学部としてどのような分野に研究を集中し、COE拠点化を目指すか、また海外との連携を含めその研究をいかにして共同化するかという点においては、今後、さらに検討を重ねるべき課題である。

(改善の具体的方策)

教員各自の研究を高度化すると共に、その共同化を図り、また学会への教員の寄与を一層拡大するために、大学の研究推進機構との連携を強化する。そのようにして大学全体の研究支援体制を強化する中で、同時に法学部独自にその研究の高度化を推進するために克服すべき問題点を明確化していくことが必要であり、そのための学部内の体制の整備が学部長室委員会等で検討する必要がある。

また、法学部教員による学会活動を一層活性化させるために、人的・経済的支援の一層の充実や情報提供の拡大をはかる。そのような支援体制についての検討もまた、学部長室委員会等において行う。